

◎新潟県告示第295号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定による海岸保全区域の指定（平成8年10月1日新潟県告示第2480号）を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、新潟県農林水産部漁港課において縦覧に供する。

令和元年8月6日

新潟県知事 花 角 英 世

海岸の名称			指定区域
沿岸名	漁港海岸名	地区海岸名	
新潟沿岸	稲鯨漁港海岸	稲鯨・米郷地区海岸	基点1、2、3、4、5、6、7、補助点7の1、7の2、7の3、7の4、7の5、7の6、基点8、9、10及び基点1を順次直線で結んだ線により囲まれた区域 基点1 佐渡市米郷733番地に設置された標柱 基点2 佐渡市米郷85番地に設置された標柱 基点3 佐渡市米郷152番地2に設置された標柱 基点4 佐渡市米郷808番地に設置された標柱 基点5 佐渡市米郷797番地1に設置された標柱 基点6 佐渡市稲鯨1704番地1に設置された標柱 基点7 佐渡市稲鯨1603番地2に設置された標柱 補助点7の1 基点7から真北211度76メートルの点 補助点7の2 基点7から真北209度76メートルの点 補助点7の3 基点7から真北210度126メートルの点 補助点7の4 基点7から真北208度126メートルの点 補助点7の5 基点7から真北209度166メートルの点 補助点7の6 基点7から真北208度166メートルの点 基点8 基点7から真北209度179メートルの点 基点9 基点3から真北217度250メートルの点 基点10 基点1から真北217度250メートルの点